

虐待防止マニュアル

放課後等デイサービス LC kid's

LCkid's ひとり

LCkid's すきっぷ

令和 7 年4月1日

1 『虐待防止マニュアル』の目的

事業所を利用されている利用者が、毎日、生き生きとした暮らしが継続できるように、障害者福祉サービスを提供している事業所職員が決して行ってはならない虐待行為について整理し、法人としての虐待予防に向けた体制・取り組みを定める。また、万が一虐待行為が発生した場合の法人としての対処方法を定める。

虐待行為は、決して許されるものではないが、虐待防止に向けた取り組みが、提供する障害者福祉サービスの質を高めるものであると位置づけ、法人・施設・事業所が前向きに取り組むための指針の一つとしていく。

2 虐待の種類

	区 分	概 要	具体的内容例	対象職員への 刑罰対象
①	身体的虐待	身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく拘束すること。	・平手打ち、蹴る、殴る ・壁に叩きつける、つねる ・正当な理由なく車椅子への固定、居室への閉じ込め、投薬等	・傷害罪 ・暴行罪 ・逮捕監禁罪
②	性的虐待	わいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。	・性交、合理的理由なき性器への接触 ・本人の前でわいせつな言葉を発する等	・強制わいせつ罪 ・強姦罪
③	心理的虐待	著しい暴言、若しくは拒絶的な対応または正当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	・「バカ」「アホ」等の侮辱する言葉を浴びせる ・大声で叱責する ・話しかけ、存在を無視する ・人格をおとしめるような対応等	・脅迫罪 ・強要罪 ・名誉棄損罪 ・侮辱罪
④	放棄・放任 (ネグレクト)	心理的に衰弱させるような減食または長時間の放置、粗悪な環境での放置、その他①～③の行為での放置等。	・排泄や洗身、爪切り、下着交換等の介助を長時間しない ・汚れた服を長時間着せたままにする ・汚れた部屋等を長時間掃除をしない	・保護責任者遺棄罪
⑤	経済的虐待	財産を不当に処分したり、本人の同意なく(若しくは同意できない状況下で)金銭を使用すること。	・年金や賃金を渡さない ・不当な年金等の管理等	・窃盗罪 ・詐欺罪 ・横領罪

3 不適切な行為

ここで扱う「不適切行為」は、「虐待行為」に対して『軽度である』という位置づけをすることが意図ではなく、提供する障害者福祉サービスの質を向上させるための支援場面の具体的なポイントとして継続的に振り返りを行っていくために掲げた。

	区 分	内 容	理 由
⑥	不適切行為	i. 呼称を「〇〇さん」付けしていない。 ※地域性等の理由により苗字ではなく、 名前で呼ぶ行為については、本人の感情に配慮し、確認を取る必要がある。	子ども扱いや人格を軽視している状況であり、心理的虐待と繋がり兼ねない。 本人が快としない呼称での呼び方は、本人の苦痛となり得ない。
		ii. 利用者の近くで申し送り・職員同士の会話。	生理、排便、生活上の失敗のことなどの通常、他に聞こえてほしくないことや“問題行動”等を話すことで他に偏ったイメージを作る恐れがある為、細心の注意や配慮が必要。
		iii. その他、虐待区分①～④の行為とは言えないが、適切さに欠くと思われる行為。	虐待とは言えないが、サービス質の維持・向上の観点から適切さに欠いているため。

4 身体拘束の禁止と支援について

(1) 身体拘束について

障がい者虐待防止法では、「正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為されており、身体拘束の廃止は虐待防止において欠くことの出来ない取り組みである。

身体拘束の具体的な内容としては以下の通り。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
- ③ 行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う時の留意点

「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされている。

さらにやむを得ず身体拘束等を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならない。

緊急やむを得ない場合とは支援の工夫のみでは十分に対応出来ないような一時的な事態に限定される。当然の事ながら安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように慎重に判断することが求められる。

具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議2001年3月)に基づく次の要件に沿って検討する方法等が考えられる。

なお、以下の3要件のすべてに当てはまる場合であっても身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行うこととする。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ・ 切迫性……利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
切迫性を判断する場合には身体拘束を行う事により本人の日常生活に与える悪影響を勘案し、それでもなお、必要な程度まで危険に晒される可能性が高いことを確認する必要がある。
- ・ 非代替性……身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。
- ・ 一時性……身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
一時性を判断する場合には本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

(4) やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討、決定する必要がある。この場合、管理者、児童発達支援管理責任者、運営規定に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席している事が大切となる。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものとなる。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討する事が重要となる。

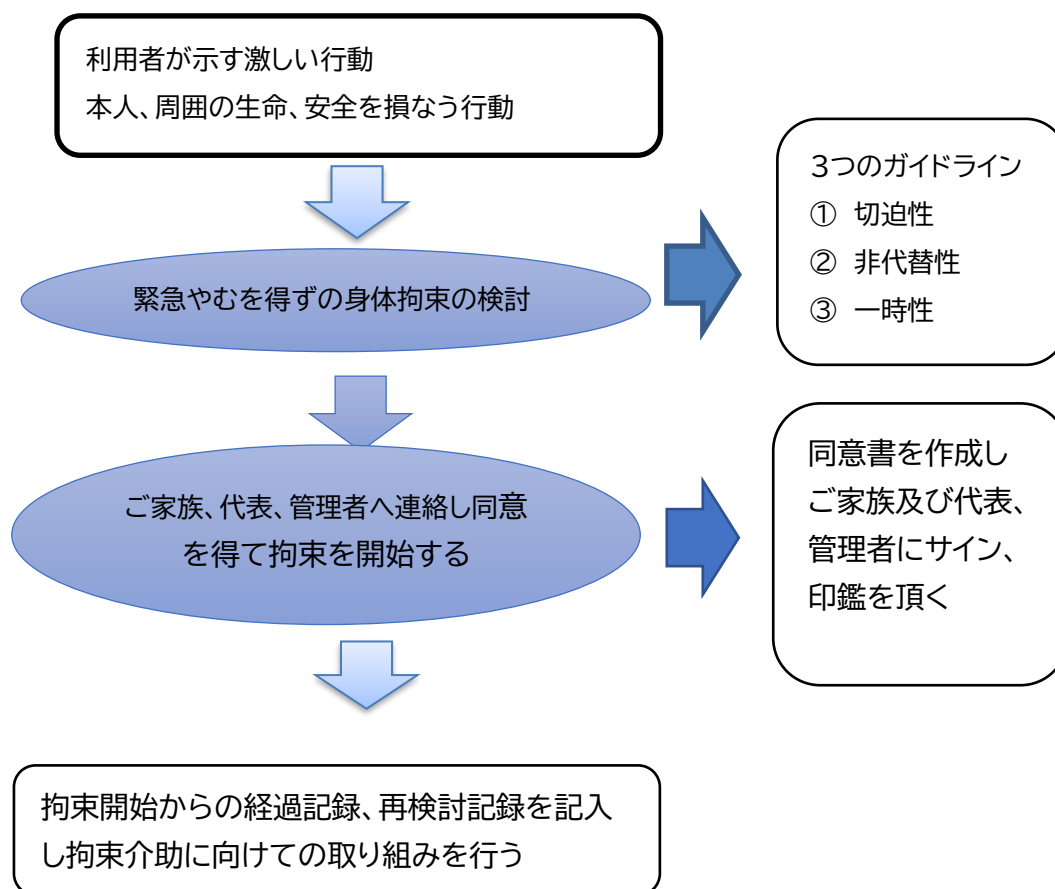
② 本人、家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、理解を得る事が必要となる。

③ 必要な事項の記録

また、身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

(5) 身体拘束の手順



5 虐待防止体制と取組み

(1)虐待防止責任者の設置

法人単位で1名、虐待防止責任者を選任する。虐待防止責任者は統括部長若しくは管理者とする。

(2)虐待防止担当者(事業所窓口)の設置

管理者が務める。

(3)虐待・身体拘束防止委員会の設置

虐待・身体拘束防止委員会は、以下の際に開催を行う。

- ① 年間を通じての定期開催(6カ月に1回開催予定)
- ② 虐待行為・虐待疑い事象が発生し、確認・検討が必要なとき
- ③ 虐待予防に関わること等、虐待・身体拘束防止委員会の委員招集が必要となった際

【委員の構成】

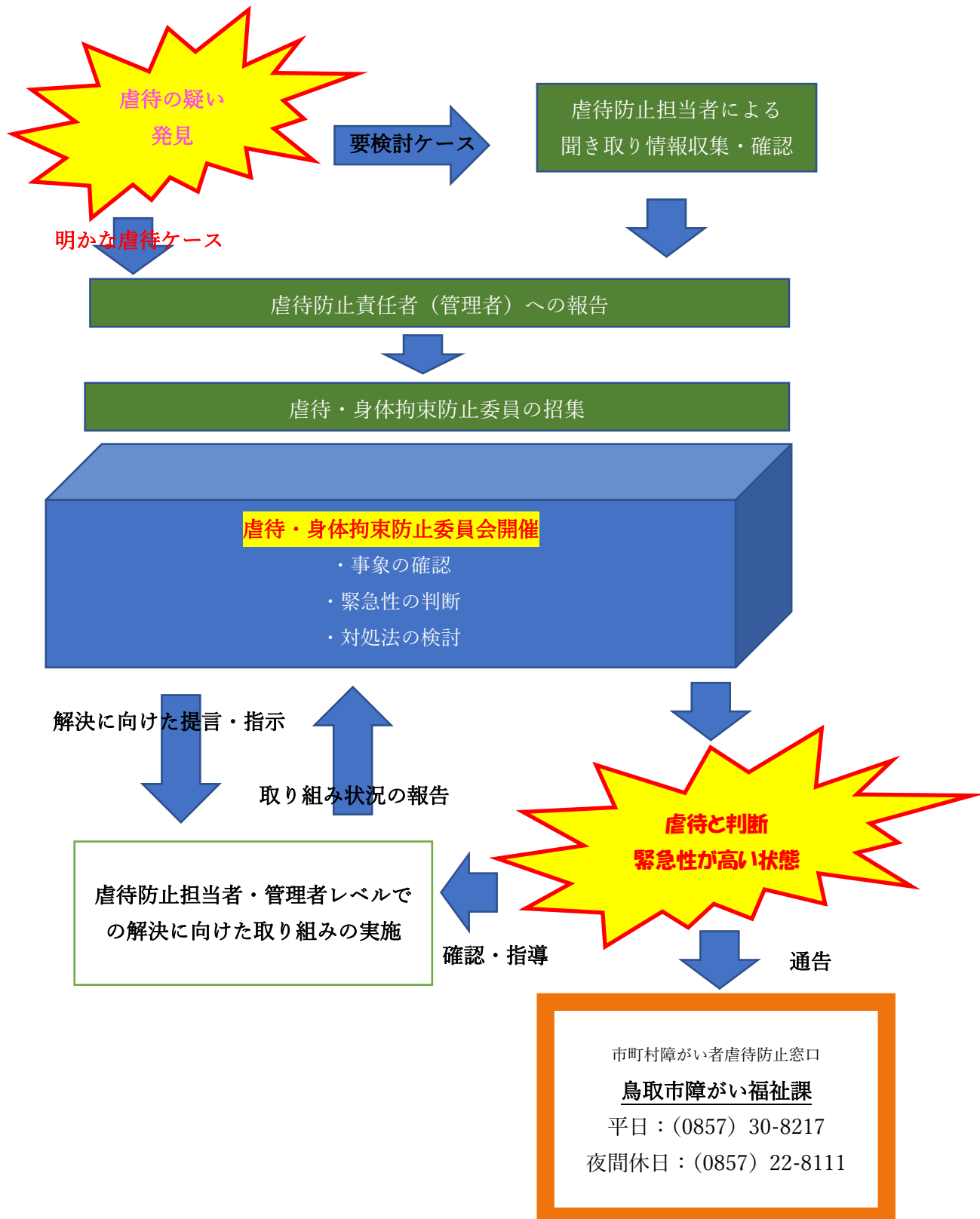
- ・管理者若しくは統括部長(虐待・身体拘束防止委員会委員長)
- ・管理者(虐待防止責任者)
- ・その他必要と思われる職にある者

※委員長が出席できない場合は、その他の委員が代行することとする。委員会運営に伴う庶務は、事業所職員が担う。

【委員会活動内容】

- ・虐待行為・虐待事象が発生した場合の情報収集と検討、各虐待に関する機関への通報、通報後の対応
- ・その他、虐待防止に関わる提言や研修会の実施等の取組みの発案、助言等に関わる事
- ・マニュアルの整備、随時の変更

6 虐待(疑い)行為の発見からの流れ



虐待を見つけた際は、下記のいずれかに相談してください。

1 虐待防止担当者

[名前] 小田垣 弘美

電話番号 070-3770-1278

2 事業管理者・虐待防止責任者

[名前] 小田垣 弘美

電話番号 070-3770-1278

3 虐待・身体拘束防止委員会委員長

[名前] 西尾 健二

電話番号 0857-30-5100

ホットライン 090-3878-2305

Mail life.cares.nishio@gmail.com

市町村障がい者虐待防止センター窓口

鳥取市障がい福祉課

電話番号 0857-30-8217 (受付時間 平日 8:30~17:15)

0857-22-8111 (夜間・休日受付)